

定款

特定非営利活動法人国際教育後援会

令和 7 年 8 月 13 日制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際教育後援会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区巣鴨一丁目26番10号 金イビルに置く。

(目 的)

第3条 この法人は、日本国内の高校に留学する外国籍の生徒及びその保護者に対して、日本の高校の留学生受け入れに関する情報収集と提供、その他留学及び就学の援助に関する事業等を行い、青少年の国際交流・国際理解の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日本国内に留学を希望する者へのサポート及び留学制度の調査
- (2) 留学生を受け入れる日本の高校へのサポート
- (3) 留学生の進学に関するサポート
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 書籍・出版物の出版
- (2) 留学に関する各種セミナーの開催

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既に納入した入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上9人以内

(2)監事 1人以上4人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条にお

いて同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (11)解散における残余財産の帰属
- (12)事務局の職員の任免
- (13)事務局の組織及び運営
- (14)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ)によって総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 14 条第 5 項第 5 号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記するこ

と)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、総会の議決を経て、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉職の委嘱)

第56条 この法人に、名誉会長、顧問及び名誉顧問を置くことができる。
2 名誉会長、顧問及び名誉顧問は、理事長が委嘱する。
3 名誉会長、顧問及び名誉顧問は、理事長の諮問に応え、意見を述べることができる。

第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	江藤 茂博
副理事長	GU SHOUPENG 谷 守鵬
副理事長	FAN LI 范 例 (国仲 レイ子)
理事	木村 義之
理事	竹下 悦子
理事	平崎 真右
理事	SUN XIUYUN 孫 秀云 (加藤 秀雲)
理事	TANG JUN 唐 駿
理事	YANG JING (楊 静)
監事	清水 翔

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金 徴収しない

(2) 年会費 正会員 10,000 円 賛助会員 5,000 円
賛助会員の内の法人会員 30,000 円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 国際教育後援会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	☒ 理事・ ☒ 監事	エトウ シゲヒロ	有・ ☒ 無	理事長
		江藤 茂博		
2	☒ 理事・ ☒ 監事	コク シュホウ	有・ ☒ 無	副理事長
		GU SHOUPENG 谷 守鵬		
3	☒ 理事・ ☒ 監事	ハン レイ (クニナカ レイコ)	有・ ☒ 無	副理事長
		FAN LI 范 例 (国仲 レイ子)		
4	☒ 理事・ ☒ 監事	キムラ ヨシユキ	有・ ☒ 無	
		木村 義之		
5	☒ 理事・ ☒ 監事	タケシタ エツコ	有・ ☒ 無	
		竹下 悦子		
6	☒ 理事・ ☒ 監事	ヒラサキ シンスケ	有・ ☒ 無	
		平崎 真右		
7	☒ 理事・ ☒ 監事	ソン シュウウン (カトウ シュウウン)	有・ ☒ 無	
		SUN XIUYUN 孫 秀云 (加藤 秀雲)		
8	☒ 理事・ ☒ 監事	トウ シュン	有・ ☒ 無	
		TANG JUN 唐 駿		
9	☒ 理事・ ☒ 監事	ヤン ジン (ヤンジン)	有・ ☒ 無	
		YANG JING (楊 静)		
10	理事・ ☒ 監事	シミズ ショウ	有・ ☒ 無	
		清水 翔		

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 国際教育後援会

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人としての事業基盤を整備することを目的に、留学生を受け入れている日本の高校との連携と正確な教育環境の情報の入手を図るとともに、広報活動にも力を入れ、活動の認知度向上と留学を希望する学生および保護者への公正な情報提供機関としての活動の理解の浸透を目指す。

また、法人の活動を通じて、国際的な協力体制をもとに、有為の人材育成、国際的に活動のできる人材の育成に取り組むとともに、内部体制の整備も進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【1,300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日本国内に留学を希望する者へのサポート及び留学生制度の調査	留学生を受け入れている高校の受け入れ体制に関するアンケート調査	令和8年10月～12月	法人本部から日本各高校への郵送データ収集	2人	日本への留学を希望する高校生の保護者	10,000人	400
留学生を受け入れる日本の高校へのサポート	留学生を受け入れている高校の現地調査及びヒアリング	令和8年10月	国内の高校5校程度	5人	日本国内への留学希望者	500人	500
留学生の進学に関するサポート	国内外の留学案内等の催しに参加して、留学生に向けての説明・資料の入手	令和8年10月～12月	国内外の留学フェア	3人	日本への留学を希望する高校生の保護者	10,000人	400

(2) その他の事業 (事業費の総費用【800】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
書籍・出版物の出版	留学生を受け入れている高校に関する令和9年度版データ集発行	令和8年12月	法人本部	6人	800
留学に関する各種セミナーの開催	日本への留学を希望する高校生とその保護者に対して各種セミナーを開催	次年度より実施予定			0

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 国際教育後援会

1 事業実施の方針

翌年度は、初年度の活動を通じて明らかになった課題を改善しながら、引き続き留学生を受け入れている日本の高校の調査及び連携や公正な情報提供機関としての活動を継続し、認知度の向上を図る。

また、活動内容のさらなる充実を目指し、初年度の実績をもとに寄付の募集や助成金の申請などにも取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日本国内に留学を希望する者へのサポート及び留学生制度の調査	留学生を受け入れている高校の受け入れ体制に関するアンケート調査（継続）	令和9年7月～10月	法人本部 から各高校 への郵送 データ収集	2人	日本への 留学を希 望する高 校生とそ の保護者	10,000人	400
留学生を受け入れる日本の高校へのサポート	留学生を受け入れている高校の現地調査及びヒアリング	令和9年8月	国内の高 校3校程 度	5人	日本国内 への留学 希望者	500人	500
留学生の進学に関するサポート	国内外の留学案内等の催しに参加して、留学生に向けての説明・資料の入手	令和9年7月～10月	国内外の 留学フェ ア	3人	日本への 留学を希 望する高 校生とそ の保護者	10,000人	400

(2) その他の事業

(事業費の総費用【1,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
書籍・出版物の出版	留学生を受け入れている高校に関する令和10年度版データ集発行	令和9年12月	法人本部	6人	800
留学に関する各種セミナーの開催	日本への留学を希望する高校生とその保護者に対して各種セミナーを開催	令和9年10月	中国の貸会議室	2人	200

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人国際教育後援会

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		150,000		0	150,000
	正会員受取会費	100,000				
	賛助会員受取会費	50,000				
2	受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
	受取寄附金	1,000,000				
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		1,300,000		1,000,000	2,300,000
	日本国内に留学を希望する者へのサポート及び留学生制度の調査事業収益	400,000				
	留学生を受け入れる日本の高校へのサポート事業収益	500,000				
	留学生の進学に関するサポート事業収益	400,000				
	書籍・出版物の出版収益			1,000,000		
	留学に関する各種セミナーの開催事業収益					
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経 常 収 益 計			2,450,000		1,000,000	3,450,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
	(1) 人件費		0		0	0
	給料手当					
	役員報酬					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		1,300,000		800,000	2,100,000
	会議費					
	旅費交通費	1,000,000				
	施設等評価費用	300,000				
	減価償却費					
	印刷製本費			600,000		
	郵送料			200,000		
事業費計			1,300,000		800,000	2,100,000
2	管理費					
	(1) 人件費		0		0	0
	役員報酬					
	給料手当					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		230,000		0	230,000
	消耗品費	30,000				
	水道光熱費					
	通信運搬費	100,000				
	地代家賃					
	旅費交通費	100,000				
	減価償却費					
管理費計			230,000		0	230,000
経 常 費 用 計			1,530,000		800,000	2,330,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			920,000		200,000	1,120,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③			200,000		-200,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			1,120,000		0	1,120,000
	法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑥					
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥			1,050,000			1,050,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人国際教育後援会

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		250,000		0	250,000
	正会員受取会費	150,000				
	賛助会員受取会費	100,000				
2	受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
	受取寄附金	1,000,000				
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		1,300,000		1,300,000	2,600,000
	日本国内に留学を希望する者へのサポート及び留学生制度の調査事業収益	400,000				
	留学生を受け入れる日本の高校へのサポート事業収益	500,000				
	留学生の進学に関するサポート事業収益	400,000				
	書籍・出版物の出版事業収益			1,000,000		
	留学に関する各種セミナーの開催事業収益			300,000		
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経 常 収 益 計			2,550,000		1,300,000	3,850,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
	(1) 人件費		0		0	0
	給料手当					
	役員報酬					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		1,300,000		1,000,000	2,300,000
	会議費					
	旅費交通費	1,000,000		200,000		
	施設等評価費用	300,000				
	減価償却費					
	印刷製本費			600,000		
	郵送料			200,000		
事業費計			1,300,000		1,000,000	2,300,000
2	管理費					
	(1) 人件費		0		0	0
	役員報酬					
	給料手当					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		230,000		0	230,000
	消耗品費	30,000				
	水道光熱費					
	通信運搬費	100,000				
	地代家賃					
	旅費交通費	100,000				
	減価償却費					
管理費計			230,000		0	230,000
経 常 費 用 計			1,530,000		1,000,000	2,530,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			1,020,000		300,000	1,320,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③			300,000		-300,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			1,320,000		0	1,320,000
	法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑥					1,050,000
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④-⑤+⑥			2,300,000			2,300,000

特定非営利活動法人国際教育後援会 設立趣意書

日本における教育の国際化が展開し、国内の初中等教育諸学校では、国籍が異なる生徒たちが共に同じ教室で学ぶ機会が増えている。日本の教育機関は、いち早く国際化に対応している学校、また国際化を前提として設立された学校もあるが、外国からの留学生の学習生活・環境の整備に、戸惑う学校も少なくはない。一般的に、国内の各中等教育機関は、留学生の受け入れに、いまだ慣れてはいない状況である。

そのために、国内の各中等教育機関の、留学生受け入れの状況、及び留学生の学習生活・環境を教育機関別に調査報告を集計し、その情報の可視化を試みたいと考えている。そのことで、海外各国の日本を留学希望する生徒及び保護者に正確な情報を伝えて、留学を希望する生徒及び保護者の期待に応えたい。

同時に、国内の中等教育学校は、それぞれの学校が提供している留学生への教育サービスの現状を相互に共有し、留学生が必要としている学習環境への各学校の工夫から学び取ることで、より適正な人材育成に活用してもらいたい。

そのために、本 NPO 法人は、日本の各中等教育諸学校に、留学生への教育サービスの現状、教育への取り組み等の報告を求め、公開できるものについては、公正な視点から提供できるようにする。公正性を保つには、NPO 法人として、その活動が公開されていることが望ましいと考えている。

特定非営利活動法人国際教育後援会は、日本の中等教育学校の国際化及び留学生受け入れについて、1 各教育機関の教育改革とサービスの向上の努力を評価し、また 2 必要に応じて提言または要請に応じてサポート業務を行い、3 留学を希望する生徒及び保護者たちへの必要とする情報の提供を行うものである。これらの活動を通じて、国際的な協力体制の下に、有為の人材育成、国際的に活動できる人材の育成に取り組む。

これまで、任意団体金満(きんい)として、日本国内の留学生の個別の相談に対応し、高校と生徒の間の、ミスマッチに対処する教育サービスを行ってきた。留学生及び保護者の留学に関する誤解は、日本の教育機関が提供する情報量の少なさ、公正さのなさにあると考えられる。その是正を、特定非営利活動法人国際教育後援会として、公正さ、国際的視野、未成年者の保護育成を目的として行う。

申請に至るまでの経緯

- 令和7年 4月11日 日本の高校に留学する生徒の保護者からの意見についての学習会
- 令和7年 6月13日 日本の高校での留学生の学びと生活についての調査報告及び事例研究会
- 令和7年 8月13日 特定非営利活動法人の定款制定
- 令和7年10月10日 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
- 令和7年12月19日 発起人会開催
- 令和8年 4月22日 設立総会開催

令和8年4月22日

設立代表者

氏名

江藤 茂博